

令和6年4月1日から
平均で12.9%の引き上げ改定となります。

水道料金の改定をします

水道事業は、市民のみなさんからお支払いいただく水道料金で支えられていますが、人口減少と節水意識向上により使用量が減少し、収入も減り続けています。これまで経営努力に努めてきましたが、老朽化が進む水道管などの更新、大地震に備えた耐震化を着実に進め、子や孫の世代まで水道水をお届けするため、家庭用では実質33年ぶりに水道料金の改定をします。

料金改定が必要な理由

厳しい経営環境

(令和4年度と平成17年度比)

- 人口の減少(11.8%の減少)
- 給水量の減少(20.4%の減少)
- 料金収入の減少(19.0%の減少) 約3億円の減収
- 電気代や建設物価の高騰
- 施設の更新や耐震化のための費用の増加
5.4億円(令和4年度)⇒8.74億円/年
(約3.3億円の増加)

これまでの業務改革

- 業務の効率化等による職員数の削減(65人⇒55人)
- 鴨庄浄水場運転監視業務の高天原浄水場での一元管理
- 宇部市との広域連携
(水質検査の共同体制化、薬品の共同購入等)



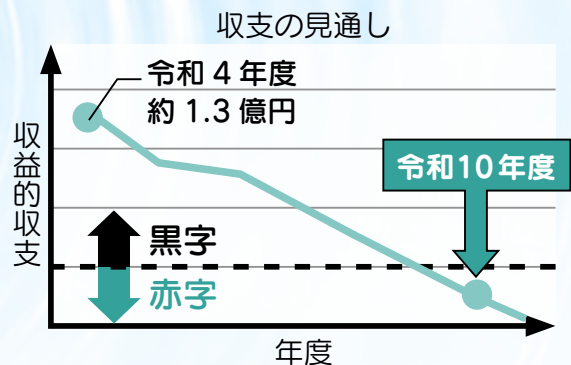
【アセットマネジメント】



【水道事業財政計画】



【広報さんようおのだ
「水道事業経営の状況」】



市町合併などにもなう業務の効率化や宇部市との広域連携、事務の効率化などによる支出の削減など、様々な経営努力に努めていますが、現状のままだと令和10年度以降に赤字の発生が見込まれ、日々の修繕も対応できなくなります。今後、アセットマネジメント(資産管理)で必要とされた施設更新費用、約8.74億円/年の事業を計画的に行った場合、現在の収益的収支の黒字分で補てんするには十分ではなく、水道事業経営はますます厳しくなっていきます。

水道料金改定の内容

財政シミュレーションでは、現在の収入と比較すると+32.5%の収入が必要と試算されました。しかしながら、昨今の物価高騰の状況のなか、一度の改定では市民生活や社会経済活動への影響が大きいことから、段階的な料金改定を選択し、平均で19.4%の引き上げ改定となりました。なお、激変緩和措置として令和6年度からの4年間は、市からの財政支援により引き上げ率を平均で12.9%に抑えます。

改定のポイント

- 標準的な使用量の家庭の場合引き上げ額は税抜1,000円/月以内に収める
- 基本水量の変更(7㎡⇒4㎡)
- 従量料金の口径別格差の縮小
- 15日に満たない使用での半月計算の廃止
- 原価に対する基本料金と従量料金の割合の是正

令和6年4月1日以降の料金表（2か月分・消費税込み）

■家庭用（小口径）水道料金は、2か月分まとめて下水道使用料と合算して請求しています。

メーターの口径	基本料金 8m ³ まで	従量料金		
		第一段階	第二段階	第三段階
13mm (令和10年度以降)	2,640円 (2,838円)	9m ³ ～200m ³ 132円/m ³ (143円/m ³)	201m ³ ～400m ³ 225.5円/m ³ (236.5円/m ³)	401m ³ ～ 242円/m ³ (253円/m ³)
20mm (令和10年度以降)	3,806円 (3,916円)			

※3/31以前から継続して使用されている方は、7月請求（6月検針）以降からの適用となります。

※記載のない水道料金や早見表については、市ホームページをご覧ください。

※新料金の早見表を記載したチラシを12～1月に市内全戸に配布します。



【水道料金早見表】

お使いの口径と水量は検針時にお渡ししている使用水量通知書の「ア」と「イ」から確認ができます。

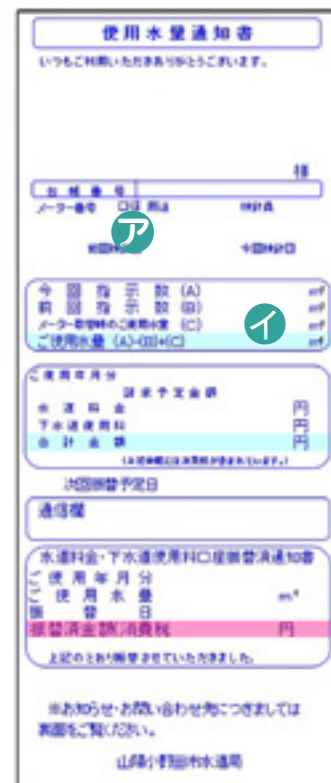


改定後の料金（現行料金との比較） 1か月分・消費税込みの場合

改定による影響額は以下の通りです。

メーター口径	13mm		20mm	
	5m ³	20m ³	45m ³	30m ³
これまでの水道料金	1,188円	2,904円	6,204円	4,862円
令和6～9年度 (影響額)	1,452円 (264円)	3,432円 (528円)	6,732円 (528円)	5,335円 (473円)
令和10年度～ (影響額)	1,562円 (110円)	3,707円 (275円)	7,282円 (550円)	5,676円 (341円)

3～4人家族の平均的な利用量



将来への施設づくりを進めます

水道事業は、市民生活や社会経済活動に欠かすことができない大切なライフラインです。本市には約430kmの水道管や浄水場・配水池などがあり、古くなった施設の更新や地震に備える耐震化事業を計画的に進め、災害にも強い施設づくりを着実に進めていきます。「子や孫と共に支える水道システム」を構築し、将来にわたって安定した水道水の供給を市民のみなさんと一緒に守っていくため、引き続き水道事業へのご理解とご協力をお願いします。

新旧料金の比較やお支払いの相談 ▶ 園水道局業務課（☎ 83-5725）

水道料金改定の内容について ▶ 園水道局総務課（☎ 83-4111）

